

5.11.7
1761



勞務第三四一六第

昭和五年十月一日



警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏殿
社會局長 吉田 茂殿
各廳 府 縣 長 官 殿

(以爲通達) 大塚 隆 幸
警視總監 丸山 鶴吉

煙草專賣局建築場ノ勞働事談ニ関スル件 (第四報)

要旨

- (1) 事發原因ハ自利手袋三動機ヲ依頼或ハ大藏省陳情ヲ爲ス
- (2) 事實主ニ依テ工事ヲ進行セシメアリ
- (3) 二面ニ決リ交渉シタルニ決裂ニ終ル

(4) 本署ニ於テ警備員三回アリ

...

...

...

...

...

...

...